

議案第12号

長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うもの。

長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険条例（昭和28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

第5条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第8条第1項中「行うもの」を「行う者」に、「3万円」を「2万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に死亡した被保険者であつた者の葬祭を行う者に係る長与町国民健康保険条例第8条第1項の規定による葬祭費の額については、なお従前の例による。